



Newsletter

ATSUMI & SAKAI
www.aplawjapan.com

2025 年 8 月 25 日

No.FIN_023

米国初の包括的ステーブルコイン法制 GENIUS Act（ジーニアス法）の概要

執筆者：弁護士 [鈴木 由里](#)／ニューヨーク州弁護士* [トラブカーニ 玲子](#)

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

I. 背景

2025 年 7 月 18 日、ドナルド・トランプ大統領が、「Guiding and Establishing National Innovation for U.S. Stablecoins Act of 2025」（以下、「GENIUS Act」または「本法」）に署名し、同法が成立しました¹。これにより、ステーブルコイン市場に、初の包括的な連邦規制の枠組みが確立されました。

これまで、ステーブルコインに関する規制については、連邦レベルでの明確な法的基盤が存在しない中、州レベルにおける送金業ライセンスやニューヨーク州における BitLicense といった制度に依拠している状況でした。また、米国外で発行されるステーブルコインについては、米国の監督が及ばず、担保資産の不透明性や償還体制の不安定性が指摘されていました。

GENIUS Act は、こうした課題に対処するため、決済ステーブルコインとその発行者に対し、厳格かつ明確な連邦レベルのライセンスおよび監督の枠組みを構築するものです。

本ニューズレターでは、GENIUS Act の規制概要を概説した上で、外国金融機関に関する規制、およびその他論点について詳述します。

II. 規制概要

1. 規制対象：決済ステーブルコイン（Payment Stablecoin）

本法の規制対象は、「決済ステーブルコイン（payment stablecoin）」です。

「決済ステーブルコイン」とは、デジタル資産であって、(1) 支払手段または決済手段として使用されるか、または使用されるように設計され、かつ、(2) その発行者が、①一定額の金銭的価値（ただし、一定額の金銭的価値で表示されたデジタル資産を除きます）で転換、償還または

¹ <https://www.congress.gov/119/plaws/publ27/PLAW-119publ27.pdf>

買い戻す義務を負い、かつ ②当該発行者が一定額の金銭的価値について安定した価値を維持するか、または維持するという合理的な期待を生じさせる旨を表明しているものとされています²。

非決済ステーブルコイン（non-payment stablecoin）については本法における規制対象外となっています（詳細は「III. その他の論点-2. 非決済ステーブルコインに関する調査」にて後述）。

2. 認可決済ステーブルコイン発行者：Permitted Payment Stablecoin Issuer（PPSI）

本法では、PPSI ではない者による、米国における決済ステーブルコインの発行を原則として違法とし³、また、デジタル資産サービス提供者による、PPSI が発行したものではない決済ステーブルコインの募集および販売を違法としています（3 年間の猶予期間あり）⁴。

PPSI とは、米国内で設立された者であって、次のいずれかに該当する者をいいます⁵。

- A. Section 5 に基づき決済ステーブルコインの発行を承認された、保険付預金取扱機関の子会社
- B. 連邦認定の決済ステーブルコイン発行者（Federal qualified payment stablecoin issuer）⁶
- C. 州認定の決済ステーブルコイン発行者（State qualified payment stablecoin issuer）

従って、ステーブルコインの発行者が米国で設立されたものでない場合は、原則として PPSI には該当せず、Foreign Payment Stablecoin Issuer（FPSI）に該当します⁷。

FPSI に関する規制については、「3. 外国決済ステーブルコイン発行者（FPSI）」にて詳述します。

PPSI に対する規制構造は、連邦と州が連携する二段階の監督体制となっており、主な規制内容は以下の通りです。

(1) PPSI の業務範囲⁸

PPSI の業務範囲は以下に限定されます。

- ① 決済ステーブルコインの発行
- ② 決済ステーブルコインの償還
- ③ 準備資産の管理（準備資産の購入、売却、保有または準備資産の保管サービスの提供を含む）
- ④ 決済ステーブルコイン、必要な準備資産、決済ステーブルコインの秘密鍵のための保管サービスの提供
- ⑤ 上記①乃至④を直接的に補完するその他の業務

² Section 2 (22)

³ Section 3 (a)。なお、個人間の取引については適用除外とされています（Section 3 (h) (1)）。

⁴ Section 3 (b) (1)

⁵ Section 2 (23)

⁶ なお、連邦法による認可を受けた外国銀行支店（Federal branch）も、本法 Section 5 に基づく承認を得た場合、Federal qualified payment stablecoin issuer に該当し得ます。Section 2 (10)および同 (11)

⁷ Section 2 (12)

⁸ Section 4 (a) (7) (A)

(2) 準備資産に関する要件⁹

PPSI は、発行済みの決済ステーブルコインの総額と同額以上の、流動性の高い準備資産を常に保有することが義務付けられます。準備資産として認められるのは、①米国通貨、②当座預金または要求払預金、③残存期間又は満期が 93 日以内の米国債、またはこれらのトークン化された資産など、価値の安定した資産に限定されます。また、これらの準備資産は、原則として再担保や他の目的への流用が厳しく禁止されています。

(3) 償還義務および開示義務¹⁰

PPSI は、利用者からの償還請求に対し、適時に同等の米ドルで償還に応じる体制を構築し、償還に関する方針について公表することが義務付けられています。さらに、準備資産の額や構成、および発行残高をウェブサイト上で毎月開示することが義務付けられます。この情報は、登録公認会計士による監査と、CEO・CFO による証明が必要とされます。

(4) 倒産時の保護¹¹

PPSI が倒産した場合における、ステーブルコインの保有者の準備資産に対する優先的請求権が定められています。

(5) AML/KYC 等の金融犯罪コンプライアンス¹²

PPSI は、BSA 法（Bank Secrecy Act）における金融機関と同等に扱われ、マネー・ロンダリング防止（AML）、経済制裁、テロ資金供与対策、および顧客確認（KYC）といった、広範なコンプライアンス義務が定められています。また、本法に基づく調査およびリスク評価に基づいて、本法の制定日から 3 年以内に金融犯罪取締ネットワーク（Financial Crimes Enforcement Network、FinCEN）が発行するガイダンスやルールに従うことも求められます。

(6) 法的命令への対応¹³

PPSI は、法的命令（lawful order）に従い、決済ステーブルコインの移転に関する凍結や差止めを技術的に実行できる体制を備える必要があります。

(7) 利息の禁止¹⁴

PPSI および認可 FPSI は、決済ステーブルコインの保有者に対し、その決済ステーブルコインの保有、使用または保持に関連することのみをもって、現金、トークン、その他の対価など形式を問わず利息を支払うことは禁止されます。

3. 外国決済ステーブルコイン発行者（FPSI）

日本のステーブルコイン発行者は、（「米国で設立された」という PPSI の要件を充足しないため）原則として PPSI に該当せず、FPSI に分類されます。FPSI は、本法の下、米国で決済ステ

⁹ Section 4 (a) (1) (A)および同 (2)

¹⁰ Section 4 (a) (1) (B)および同 (C)

¹¹ Section 11

¹² Section 4 (a) (5)および Section 9 (d)

¹³ Section 4 (a) (6) (B)および Section 2 (16)

¹⁴ Section 4 (a) (11)

ーブルコインを発行することは出来ず¹⁵、その発行する決済ステーブルコインは、原則として米国での流通が許容されません¹⁶。

一方、本法に定める一定の要件を充足した FPSI については、この制約が解除されます。よって、この場合には、この者の発行した決済ステーブルコインの米国における流通も許容されます¹⁷。具体的には、以下の全てを充足する必要があります。

- (1) FPSI が外国における決済ステーブルコイン規制当局の規制および監督を受けており、かつ当該外国の決済ステーブルコインに関する規制・監督制度が、本法に基づき確立された規制・監督制度と実質的に同等（comparable）である旨の判定を受けること
- (2) FPSI が本法所定の登録を行うこと
- (3) 米国顧客の流動性需要を満たすのに十分な準備資産を、米国の金融機関に保有していること（ただし、相互承認による別段の許可がある場合はこの限りではありません）
- (4) FPSI が所在し規制を受けている外国が、米国による包括的経済制裁の対象となっておらず、または「主要なマネー・ロンダリング懸念のある法域」と判断されていないこと

上記 (1) については、当該外国の規制・監督制度が本法における PPSI に対する規制¹⁸等と同等であることが求められています。また、この判定を求める旨の申請は、FPSI および当該 FPSI の規制監督庁のいずれも行うことが出来ます¹⁹。この判定は、判定申請の受領後 210 日以内に行うものとされています²⁰。具体的な基準や手続等については本法の制定日から 1 年以内に発行されるものとされています²¹。

上記 (2) については、棄却の通知がない限り、登録申請の受領後 30 日後に承認されたものとみなされます²²。また、上記 (3) の相互承認については、本法制定日から 2 年以内に相互承認またはその他二国間協定の締結を完了させるべきとしています²³。

III. その他の論点

1. 決済ステーブルコインの「証券（Securities）」および「コモディティ」該当性の否定

本法では、1940 年投資顧問法、1940 年投資会社法、1933 年証券法、1934 年証券取引所法、および 1970 年証券投資家保護法における「証券（Securities）」ならびに商品取引所法上の「コモディティ」に PPSI が発行する決済ステーブルコインが含まれないと明確に定めています²⁴。これにより、本法に基づき発行された決済ステーブルコインの法的性質および規制監督庁が明確化されました。

¹⁵ Section 3 (a)

¹⁶ Section 3 (b) (2)

¹⁷ Section 18 (a)

¹⁸ Section 18 (b) (1) にて、当該外国の規制等は、Section 4 (a)に定める内容を含むべき旨規定

¹⁹ Section 18 (b) (2)

²⁰ Section 18 (b) (3)

²¹ Section 18 (b) (6)

²² Section 18 (c) (1) (b)

²³ Section 18 (d) (3)

²⁴ Section 17

2. 非決済ステーブルコインに関する調査

本法における規制対象は決済ステーブルコインに限定される一方、内発的担保型ステーブルコイン（endogenously collateralized payment stablecoin）²⁵を含む、非決済ステーブルコインについては関連政府機関による調査義務が定められています²⁶。

3. 施行日

施行日は、GENIUS Act の制定日から 18 か月後（2027 年 1 月 18 日）、または連邦規制当局が本法を施行するための最終規則を公布した日から 120 日後のいずれか早い日となります²⁷。

IV. 結び

GENIUS Act の施行には、米国財務省、連邦銀行監督当局、州の銀行監督当局など、複数の政府機関による規則制定が必要とされており、相当な作業が見込まれます。これらの規則が策定されるに伴い、制度の詳細が明らかになり、日本を含む国内外の関係者に、より明確なガイダンスが提供されることが期待されます。

本法は、その制定日から 2 年以内に米国と「実質的に同等な」規制制度を持つ外国法域との間における相互承認制度や二国間協定の締結を定めており、日本政府によるステーブルコイン規制の動向も注目されます²⁸。日本の規制が米国と相互運用可能であると認められれば、日本企業にとって米国市場への参入がよりスムーズになる可能性があります。

本法の成立は、米国のデジタル資産規制における画期的な一歩であり、国際的な規制動向にも影響を与えることが予想されます。今後、日本の企業や政策立案者は、米国の規制当局が策定する詳細なルールや、国際的な連携の進捗について注視していく必要があります。

²⁵ 内発的担保型ステーブルコインとは、同じ発行者によって、そのステーブルコインの担保として機能することのみを目的として作成された別のデジタル資産によって裏付けられたステーブルコインを指します。決済ステーブルコインにおいては、法定通貨にペッグされることを要件とされているのに対し、内発的担保型ステーブルコインにおいては別のデジタル資産にペッグされています。本法は、この種のステーブルコインに対する直接的な規制措置は講じていないものの、その潜在的なリスクを評価するための調査を命じています。

²⁶ Section 14

²⁷ Section 20

²⁸ 2025 年の資金決済法の改正では、国際的な動向を踏まえ、信託型ステーブルコイン（特定信託受益権）の裏付け資産の管理・運用の柔軟化が図られました。

執筆者

弁護士 [鈴木 由里](#) (パートナー、第二東京弁護士会)

Email: yuri.suzuki@aplaw.jp

ニューヨーク州弁護士* [トラブカーニ 玲子](#) (アソシエイト、ニューヨーク州弁護士会)

Email: reiko.torabkhani@aplaw.jp

*ただし、日本における外国法事務弁護士の登録はありません。

お問い合わせ先

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ファイナンスプラクティスグループ

Email: fpg@aplaw.jp

当事務所のニューズレターをご希望の方は[ニューズレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニューズレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニューズレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニューズレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニューズレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニューズレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス | Tokyo Head Office
〒100-0011 東京都千代田区内幸町 2-2-2

富国生命ビル（総合受付：16F）



大阪提携オフィス |
Osaka Affiliate Office
（A&S 大阪法律事務所）

〒530-0005

大阪府大阪市北区中之島 2-3-18
中之島フェスティバルタワー16階

福岡提携オフィス |
Fukuoka Affiliate Office
（A&S 福岡法律事務所弁護士法人）

〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2 丁目 12-1 天神ビル 10 階



ニューヨーク提携オフィス |
New York Affiliate Office
1120 Avenue of the Americas, 4th Floor
New York, New York 10036



ロンドンオフィス | London Office
85 Gresham Street,
London EC2V 7NQ, United Kingdom



フランクフルト提携オフィス |
Frankfurt Affiliate Office
Openturm (13th Floor)
Bockenheimer Landstraße 2-4,
60306 Frankfurt am Main, Germany



ブリュッセルオフィス |
Brussels Office
CBR Building, Chaussée de la Hulpe
185, 1170, Brussels, Belgium



ホーチミンオフィス |
Ho Chi Minh Office
10F, The NEXUS building, 3A-3B
Ton Duc Thang Street, Sai Gon
Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam

